

20220406【領事班からのお知らせ】海外在留邦人等向けワクチン接種事業：5歳～11歳（小児）への接種実施

【ポイント】

海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業について4月18日より5歳から11歳（小児）の方への接種を開始します。

小児接種には保護者の同伴が必要となります。

3回目接種は、現時点では12歳以上が対象とされており、12歳未満の方は受けることができません

【本文】

1 現在、本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業では、満12歳以上の方を対象に、1・2回目接種及び3回目接種を行っています。4月18日より5歳から11歳の方への接種を開始します（予約受付開始は4月6日（日本時間））。5歳から11歳の方への接種は、各会場において、毎週1回（羽田空港接種会場では毎週木曜日、成田空港第1ターミナル接種会場では毎週月曜日、成田空港第2ターミナル接種会場では毎週金曜日）の実施となります。なお、5歳から11歳の方が接種を受ける場合には、保護者の同伴が必要となります。

2 3回目接種については、本邦においては現時点で12歳以上が対象とされており、12歳未満の方は受けることができませんので御留意ください。本事業で接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

3 本事業に関する詳細は、以下の外務省海外安全HPに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

.....

この情報は、在留届、及び「たびレジ（本登録）」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録された方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますよう

お願いいたします

( 問い合わせ窓口 )

在セブ日本国総領事館

住所 : 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu  
City, Philippines

電話 : ( 市外局番 032 ) 231-7321

FAX : ( 市外局番 032 ) 231-6843

ホームページ : [https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)